

鳥屋野運動公園野球場再整備基本計画策定支援委託業務要求水準書

1 適用

本要求水準書は、新潟市（以下「甲」という。）が乙に発注する鳥屋野運動公園野球場再整備基本計画策定支援業務（以下「本業務」という。）の企画提案募集にあたり、必要な事項を示すものである。

委託先候補者決定後、業務委託仕様書を協議の上作成する。

2 目的

本業務は、鳥屋野運動公園野球場の現地での再整備に向けた基本計画を策定することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

4 基本計画の対象地

(1) 都市公園名 鳥屋野運動公園

(2) 公園種別 運動公園

(3) 公園面積 9.5 ha

ア 都市計画決定面積 9.5 ha

イ 供用面積 9.5 ha

(4) 鳥屋野運動公園野球場

ア 所在地 新潟市中央区女池南3丁目6番4号

イ 竣工年月 昭和38年8月

ウ 敷地面積 19,221 m²

エ 競技面積 12,547 m²（芝生 7,633 m²）

オ 延床面積 4,584 m²

カ 建築構造 鉄筋コンクリート造3階建

キ 施設内容

ア) グラウンド 両翼 97.6m、センター120m

イ) フィールド 内野黒土、外野天然芝

ウ) 観覧席 収容人員 14,000 人

エ) 付属設備 会議室、更衣室、シャワー室、放送室

オ) 駐車場 5,953 m²、650 台

ただし、隣接する鳥屋野運動公園球技場と共用

5 業務内容の要求水準

鳥屋野運動公園野球場の現地での再整備に向けた基本計画を策定するため、次の業務を実施する。

(1) 地域住民等意見聴取の支援

基本計画の検討・策定に必要な要素を地域住民等から意見聴取するワークショップの実施手法の提案と運営の支援を行う。

ア ワークショップ 2回以上

イ 地域住民等にフィードバックするため、各回の報告書を作成し、電子データで提出。競技団体への意見聴取は甲が別途実施。

(2) 野球場再整備基本計画策定の支援

基本計画には、主に次の項目を記載することとし、甲が行う基本計画の策定について、専門的見地から助言を行い支援する。

ア 鳥屋野運動公園野球場の現状と課題

イ 社会経済状況や周辺環境

ウ 野球競技の動向、市県の野球環境や競技レベル

エ 条件の整理（法令、計画等）

オ 地域住民、競技団体等の意向

カ 野球場の整備コンセプト

キ 野球場の基本性能

ア) 規格（グラウンドの両翼・センターの長さ、舗装）、
規模（観客収容人数等）

イ) 機能（防災等）、設備（ナイター、観客席屋根、防球ネット等）、
諸室

ク 立地状況を踏まえた面的な利用促進

(3) 報告

成果品の報告を次の時期に実施。

ア 中間報告 令和7年11月末

イ 最終報告 令和8年2月

(4) 独自提案

本要求水準書の記載事項以外で、本業務に効果的であると考えられる事項があれば提案すること。ただし、実施要領記載の提案上限額内で実施できることを条件とする。

6 業務実施の条件

(1) 乙は、本業務の実施にあたり、甲と十分な連絡をとり、業務の方針等について甲の指示及び承諾を受けるものとする。

(2) 乙は、スポーツ全般及び野球に関する十分な理解をもって業務を遂行しなければならない。

(3) 甲は、乙の円滑な業務実施のため、資料及び情報提供等の協力を行うものとする。

(4) 甲乙の打合せは、業務着手時、中間取りまとめ時、最終取りまとめ時を含み3回以上実施するものとし、オンラインでの打合せも可とする。

(5) 乙は、本業務の実施にあたり、関係法令及び本市の条例、規則、要綱などを理解し遵守しなければならない。

- (6) 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。
ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りでない。
- (7) 乙は、本業務を実施する上で知り得た事項及び内容について、適正に管理し、漏えい、滅失及びき損等がないよう必要な措置を講じるとともに、いかなる場合も第三者へ漏洩してはならない。なお、契約期間完了後も同様とする。
- (8) 乙は、個人情報の収集及び使用については、適正に管理し、漏えい、滅失及びき損等がないよう必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、契約期間終了後も同様とする。

7 成果品

成果品は次のとおりとし、電子データで納品すること。

- (1) 鳥屋野運動公園野球場再整備基本計画（概要版、詳細版）
- (2) 基本計画の作成にあたり調査したデータ
- (3) 地域住民等意見聴取の報告書

8 成果品の帰属等

本業務の成果品はすべて甲に帰属するものとし、甲の許可なく外部に貸与又は公表してはならない。

9 成果品の著作権・権利関係

本業務の成果品の著作権の取り扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 乙は、本業務で作成した成果品における著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3条に該当しない場合においても、情報の追加・修正及び印刷などの仕様のために、乙の承認を得ることなく成果品を改変することができるものとする。
- (3) 乙は、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果品にそのことを明示するものとする。

10 成果品の完了検査

乙は、成果品について甲の検査を受けるものとし、甲は成果品の検査の結果、仕様書又は協議にて決定、変更した事項等との相違があると認められた場合には、期日を定めて乙に成果品を再提出させることができる。なお、この場合において再提出に要する費用は全て乙の負担とする。

1 1 成果品の瑕疵

乙は、成果品の引き渡し後であっても、乙の故意または過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、甲の必要と認める措置を速やかに行うものとする。なお、成果品の瑕疵の補正等にかかる費用は、全て乙の負担とする。

1 2 疑義の決定

本業務の実施にあたり、仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。